

《 建築形態制限一覧表 》

用途地域			第一種住居地域 第2種住居地域	商業地域	用途地域の 指定のない区域
規制項目					
建ぺい率（％）			60	80	60
容積率（％）		都市計画で定める割合	200	300	200
		前面道路幅員が12m未満の場合	幅員×40％	幅員×60％	幅員×60％
斜 線 規 制	道路斜線	勾配	1.25	1.5	1.5
	隣地斜線	立上がり（m）	20	31	20
		勾配	1.25	2.5	1.25
	北側斜線	立上がり（m）	－	－	－
		勾配	－	－	－
	日 影 規 制	対象建築物		高さが10mを超える建築物	－
測定面（m）		4	－	4※	
規制値		5mライン時間	5	－	5※
		10mライン時間	3	－	3※
外壁の後退距離			－	－	－
絶対高さ制限			－	－	－
高度地区			－	－	－
防火・準防火地域			－	準防火地域	－
建築基準法第22条（屋根）			○	－	○
建築基準法第23条（外壁）			○	－	○
景観地区・風致地区			－	－	－
地区計画・建築協定			－	－	－
宅地造成等工事規制区域			○	○	○

※リゾート構想特定区域内のみ日影規制の対象となります。（千葉県建築基準法施行条例による）

《 リゾート構想特定区域 》

【白潟 地区】 中里・驚・幸治・八斗・古所
【南白亀地区】 五井・牛込・浜宿・刺金
【関 地区】

＊床面積の合計が500㎡を超え、かつ、高さが13mを超えるリゾートマンション等のような共同住宅等に対する安全確保
関する基準については、長生土木事務所と協議。（千葉県建築基準法施工条例による規制があるため）

《 自然公園区域 》

【普通地域】 県道飯岡一宮線から九十九里有料道路周辺

＊高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える建築物は、長生土木事務所へ届出を要する。
また、千葉県環境生活部自然保護課と事前協議を要する。
＊区域は、各自然公園の区域図参照。境界付近については、長生土木事務所または自然保護課に必ず確認。